**身体障害者手帳の申請について**

　　マイナンバー制度の実施により、平成28年1月から身体障害者手帳交付申請等の際、申請書等への「個人番号（マイナンバー）の記載及び、本人確認書類の添付が必要」に変更となりました。

**注：以下の全ての申請に個人番号・本人確認書類（保険証、運転免許証、個人番号カードなど）が必要となります。**

４㎝

３㎝

写真実物大

申請に必要な書類

【新規申請】

　①身体障害者手帳交付申請書

　②身体障害者診断書・意見書

③写真2枚

（縦4ｃｍ・横3ｃｍ　胸から上が写っているもの）

【再交付申請】

《障害程度が変わった場合・新たに別の障害が発生した場合》

　①身体障害者手帳再交付申請書

②身体障害者診断書・意見書

　③身体障害者手帳（写しをとります）

　④写真1枚（縦4ｃｍ・横3ｃｍ　胸から上が写っているもの）

《手帳を紛失・破損した場合》

　①身体障害者手帳再交付申請書

　②破損した身体障害者手帳（写しをとります）

　③写真1枚（縦4ｃｍ・横3ｃｍ　胸から上が写っているもの）

【居住地・氏名変更】

　①身体障害者居住地（氏名）変更届

　②身体障害者手帳

【手帳の返還】

①身体障害者手帳返還届

　②身体障害者手帳

**代理人申請について**

代理人申請の場合、表面と上記の各申請書類に加えて①代理権、②代理人の

身元、③障害者本人の個人番号の3つが必要になります。

・原則として

①代理権の確認は、法定代理人の場合は戸籍謄本など、任意代理人の場合は

委任状（診断書、身体障害者手帳、障害者本人の保険証など）

　②代理人の身元確認は、代理人の保険証、運転免許証、個人番号カードなど

　③障害者本人の番号確認は、個人番号カード、通知カード、マイナンバーの記載された住民票の写しなど

　で確認を行います。

・表面また上記の方法が困難な場合は他の方法も認められます。ご不明な点がありましたら下記まで問い合わせのうえ、申請を行っていただきたいと思います。

※「身体障害者診断書・意見書」については、身体障害者福祉法第15条第　　　3項の指定医師が作成したもの以外は無効になります。

書類の提出は、中富すこやかセンターまたは最寄りの各支所へお願いします。

|  |
| --- |
| 〒409-3304  身延町切石117-1 中富すこやかセンター内  身延町役場 福祉保健課福祉担当  ℡ 0556-20-4611（内線13） |